尾張北部権利擁護支援センター　受任候補者調整実施要領

（目的）

第１条　本要領は、尾張北部権利擁護支援センターを共同設置する小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町（以下、「構成市町」という。）が、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号)第 32 の 2 第 1 項、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条の 2 第 1 項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 62 年法第 98 号）第 51 条の 11 の 3 第 1 項の規定に基づき、後見等の業務を適正に行うことができる者（以下、「受任候補者」という。）の家庭裁判所への推薦を行うために、特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センター（以下、「センター」という。）が行う受任候補者の調整の手続きについて定める。

（対象）

第 2 条　受任候補者の調整を行うのは、老人福祉法第 32 条、知的障害者福祉法第 28 条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の 2 に基づき、市長又は町長が審判の請求を行う場合とする。

（受任候補者の調整の依頼等）

第３条　センターは、構成市町からの当該事案に係る資料を添えた文書による依頼を受け、受任候補者の調整を行う。

２　前項の添付資料は、別紙「受任候補者調整にかかる調査票」によるものとする。

３　受任者調整の依頼の締め切りは、当該審査にかかる受任者調整会議開催日の２週間前までとする。

（受任候補者調整委員会による調整）

第４条　受任候補者の調整は、中立、公正を確保し、より本人の権利擁護支援に資する受任候補者を選任するため、特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センター適正運営委員会（以下、「適正運営委員会」という。）のもとに設置する成年後見人受任候補者調整委員会（以下、「受任候補者調整委員会」という。）において行う。

2　受任候補者調整委員会においては、受任候補者調整及びこれに関連することがらのみを議題とする。

3　受任候補者の調整にかかる議事については、非公開とする。ただし、第５条に規定する班長が認めた者については、傍聴を認める。

（受任者調整委員会の組織）

第５条　受任候補者調整委員会には、合議体とし、A 班及び B 班の２つの班を設ける。

2　A 班は、適正運営委員会の委員をもって構成し、B 班は同委員会の代理出席をする委員をもって構成する。

3　それぞれの班に班長をおき、幹事市町の委員をもって充てる。

4　それぞれの班の委員が出席できない場合には、他の班の委員の代理出席を認める。

（受任候補者調整委員会の開催）

第 6 条　受任候補者調整委員会は、毎月１回開催する。

2　偶数月の受任候補者調整委員会は、A 班が担当し、奇数月の受任候補者調整委員会は、B 班が担当する。

（書面による受任候補者の調整）

第７条　前条に関わらず、本人の福祉のため審判の請求を急ぐ必要がある場合には、当該市町の要請により、書面による受任候補者の調整を行うことができる。

（受任候補者調整の方法）

第８条　受任候補者は、本人のニーズに照らし、より適切な専門職種を選定した上で、適切な候補者を選任する。

2　当分の間、受任候補者調整委員会における受任候補者の調整は、適切な専門職種を選定するところまでとし、当該専門職種における候補者の選任については、当該専門職種の団体に委託し、あるいは適正運営委員に依頼することができるものとする。

３　前項による受任候補者の調整結果については、受任候補者調整委員会に報告する。

（受任候補者調整の結果通知）

第９条　受任候補者調整委員会で受任候補者を調整した結果、受任候補者が決定した場合（前条第２項による場合も含む）は、すみやかに、依頼のあった市町に受任候補者氏名等必要な情報を記し、文書で回答する。

（家庭裁判所との調整）

第１０条　センターは、より適切に後見等の業務を適正に行うことができる者が選任されるよう、構成市町と協力し、家庭裁判所と情報共有に努める。

（関係諸団体との調整）

第１１条　センターは、より適切に後見等の業務を適正に行うことができる者を候補者として推薦できるよう、構成市町と協力し、関係する専門職団体と情報共有、人材の確保、推薦手続きの調整等に努める。

（委任）

第１２条　本要領に規定のないことがらについては、適正運営委員会において定める。

附　　則

この要領は、平成３０年１２月２５日から施行する。

附　　則

この要領は、２０２１年２月４日から施行する。

附　　則

この要領は、２０２３年４月１７日から施行する。